

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成29年10月2日（平成29年（独情）諮問第58号）及び同年
11月30日（同第73号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独情）答申第57号及び同第
61号）

事件名：精神保健指定医の指定取消し事案に関する文書の一部開示決定に関する件

精神保健指定医の指定取消し事案に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年6月1日付け千大総第145-2号及び同第196号（以下「処分1」及び「処分2」という。）並びに同年9月26日付け千大総第145-3号及び同第196-2号（以下「処分3」及び「処分4」といい、処分1ないし処分4を併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 諮問第58号（処分1及び処分2）

（ア）審査請求の趣旨

処分1及び処分2を取り消して、対象情報は更に特定し、請求した情報は全部開示する、との決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

（イ）審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、法5条各号に該当しないか、例えば該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、法7条に該当する。

とくに、精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）19条の4第2項の規定により、特別職の公務員であるから、本件不開示情報は、公務員としての職務遂行情報であり、精神保健指定医が、客観的な生体検査もなく、ただその主観に基づいて、対象者を強制入院させることができるという性質の資格であること、本件開示請求に係る精神保健指定医らが対象者の人権を非常に制限する絶大な権限を有する同指定を違法に取得したり監督したりしたという本件事案の性質からしても、当然に開示すべきである。

（ウ）併合審査の求め

処分1及び処分2は、処分庁の口頭での説明によると、全く内容が同じであるとのことであるから、併合して審議することを求める。

イ 諮問第73号（処分3及び処分4）

（ア）審査請求の趣旨

処分3及び処分4を取り消して、対象情報は更に特定し、請求した情報は全部開示する、との決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

（イ）審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、法7条に該当する。

本件不開示情報は、いずれも、法8条に該当しない。

とくに、精神保健指定医が精神保健福祉法19条の4第2項の規定により、特別職の公務員であるから、本件不開示情報は、公務員としての職務遂行情報であり、精神保健指定医が、客観的な生体検査もなく、ただその主観に基づいて、対象者を強制入院させることができるという性質の資格であること、本件開示請求に係る精神保健指定医らが対象者の人権を非常に制限する絶大な権限を有する同指定を違法に取得したり監督したりしたという本件事案の性質からしても、当然に開示すべきである。

（ウ）併合審査の求め

処分3及び処分4は、処分庁の口頭での説明によると、全く内容が同じであるとのことであるから、併合して審議することを求める。

(2) 意見書（諮問第58号）

ア 文書の特定について

検証や発表、反省文や抗議・意見・苦情、懲戒処分等についての文書が何ら特定されていない。少なくとも、これらを特定すべきである。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

- ① 「ウ 法7条該当性」にて詳述する理由からも、指定医業務の対象者及びその家族の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報として、法5条1号ただし書き口に該当する。
- ② 本件対象精神保健指定医らは、精神保健福祉法19条の4の2項により、特別職の公務員として指定医業務を行なっているため、公務員の職務遂行情報として、その氏名とともに、本件不開示部分の大部分は、法5条1号ただし書き八に該当する。
- ③ 本件で処分された精神保健指定医の氏名は、発表時から、開示請求時、各処分時、審査請求時、本書面作成時現在で、新聞社のホームページ上で公表されている（添付資料1）。その記事は、紙媒体で全国の公共図書館に所蔵され、著作権法、図書館法という法令等の規定により、何人も閲覧・謄写・写しの取り寄せをすることができる。

さらに、「ウ 法7条該当性」にて詳述する理由からも、ただし書き該当性を緩やかに解釈し、広い公表慣行を認めることを求められていると言うべきである。

よって、法5条1号ただし書きイに該当する。

ウ 法7条該当性

我が国の精神科医療の現状は、障害者の権利条約4条、8条、10条から12条、14条から17条、21条から22条、27条等の規定に明確に違反している。特に、強制的精神医療は障害者の権利条約14条1項（b）に明確に違反している。よって、本件の精神保健指定医による強制入院を含む強制的な精神医療そのものが国際条約違反であり、違法に指定を取得した千葉大学の指定医に係る情報を最大限、公表することこそが、我が国の批准する障害者の権利条約、自由権規約、拷問禁止条約、子どもの権利条約等の条項に適合させ、我が国に対する種々の国連勧告を満たすことになるのである。

そして、精神科医で作る特定団体のウェブサイトによれば、精神保

健福祉法の検討作業に関与した刑法学者は、日本精神病院協会研修会において、「権力のある国家機関が自由を制限することはありうることで、それに対しては厳密な規定がある。私人が私人の行動の自由を制限することは、法律の世界では例がない。その時は国家機関がやる時よりも、厳しい枠が必要になる。精神医学者の判断はこのような法律的なことにはなじまない。医師の判断によってやればよいということになる。となると結局医師の責任においてやらねばならない。自分自身の責任においてやらねばならない。そのために指定医という制度を作ったのであって、これは単なる専門医ではない。専門医であれば、精神医学的な判断だけを求められるが、自由を拘束する、それも国家に代わって自由を拘束するという権限を持ち、その役割を担うことである。その権限は、国によってはじめて与えられるものであって、本来個人の自由権限ではない。だから指定医は国家権力に代わって個人の自由を制限するという役割を担わされるのである。それは国によって認められたものでなければならない。」と講演した。同会は「すなわち、精神保健指定医は、精神医療の現場において『私人が私人を拘束する』という行為の法的な正当性を担保するための国家資格として、登場したのである。」と続けている。（添付資料2）

さらに、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17・10・6答申（平成17年度（行情）答申第299号）によると、精神保健福祉法の各規定によって精神保健指定医という特別公務員が公権力の行使をするにあたって、職務職責が極めて重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められるとした。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が精神保健指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきとしている。

原処分を妥当と判断することは、障害者の権利に関する条約12条「法律の前にひとしく認められる権利 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。」、25条「締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機

会を有することを確保するための全ての適切な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。」、31条「統計及び資料の収集 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適切な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。」、32条「国際協力 1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

(a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。

(b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。

(c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提

供すること。」とくに柱書およびb項、33条「国内における実施及び監視 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。 3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。」、公文書等の管理に関する法律1条「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」等に明確に反することになる。

したがって、公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第58号

（1）理由説明書

ア 本件事案の概要

千葉大学は、審査請求人が平成29年4月10日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、当該開示請求に該当する文書が著しく大量であったことから、法11条の規定を適用し、当該開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき平成29年6月1日付け千大総第145-2号により開示決定等処分（処分1）を行った。

また、同審査請求人が諮問庁に対して平成29年5月1日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、諮問庁は平成29年6月1日付け千大総第196号により開示決定等処分（処分2）を行った。

本件は、処分1及び処分2に対し、審査請求人から併合して審議することを求める審査請求が提起されたものである。

なお、処分1及び処分2における対象法人文書及び不開示とした部分とその理由は同一である。

イ 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

(ア) 文書の特定について

審査請求人は、対象情報の更なる特定を求め、文書の特定について「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と述べており、これは不存在とした文書について特定が不十分であることを主張するものと解される。

しかしながら、諮問庁では、法人文書の特定に当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる法人文書を特定して処分1及び処分2を行っている。

また、諮問に際して、改めて探索を行ったところ、新たに法人文書の存在が確認されたことから、平成29年9月26日付け千大総第145-3号及び千大総第196-2号による追加の開示決定等処分（処分3及び処分4）を行ったが、その他には存在が確認された文書はなかった。

したがって、諮問庁が原処分（処分1ないし処分4）において特定した文書の他には、本件開示請求に該当する法人文書は存在しない。

(イ) 文書の不開示部分について

審査請求人は、「請求した情報は全部開示する、との決定」を求めており、諮問庁が処分1及び処分2において不開示とした情報は「いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。」と主張する。

しかしながら、開示決定通知書において説明したとおり、処分1及び処分2において不開示とした部分については、いずれも法5条1号又は4号に掲げる情報に該当し、かつ法5条1号に掲げる情報に該当する部分については、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

特に、審査請求人は「精神保健指定医が精神保健福祉法19条の4第2項の規定により、特別職の公務員であるから、本件不開示情報は、公務員としての職務遂行情報」に該当する旨を主張するが、開示決定通知書において説明したとおり、当該医師が精神保健指定医の申請に関する調査の対象となり、又は精神保健指定医の指定取消処分を受けたことは、当該医師に分任された公務員等の職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、当該情報が法5条1号ただし書きに該当するものであるとは認められない。

したがって、諮問庁が処分1及び処分2において文書の一部を不開示としたことについては妥当である。

(ウ) 法 7 条の該当性について

審査請求人は、諮問庁が処分 1 及び処分 2 において不開示とした情報について、「公益上の理由による裁量的開示を実施すること」を求めている。

しかしながら、本件開示請求において諮問庁が不開示とした情報を開示することで、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、諮問庁が法 7 条の規定に基づく裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

(エ) 以上のことから、処分 1 及び処分 2 を維持することが相当である。

(2) 補充理由説明書

ア 原処分の見直しについて

諮問庁は、審査請求人の請求内容について検討を行った結果、原処分において不開示とした部分のうち、精神保健指定医の指定取消処分を受け、又は厚生労働省若しくは千葉市からの調査の対象となった医師の個人に関する情報に該当する部分については、平成 29 年 11 月 27 日付け千大総第 145-4 号による開示決定処分（以下「処分 5」という。）及び千大総第 196-3 号による開示決定処分（以下「処分 6」という。）により、文書 2 のうち、「出勤簿」に記載された調査対象医師の職員番号及び「証明書発行願」に記載された連絡先の PHS 番号を除き開示することが妥当であるため原処分を見直して開示することとし、その余の不開示部分については、なお不開示とすることが妥当であると判断した。

なお、処分 5 及び処分 6 の対象法人文書及び不開示とした部分とその理由は同一である。

イ 不開示を維持する部分について

文書 2 のうち、「出勤簿」に記載された調査対象医師の職員番号及び「証明書発行願」に記載された連絡先の PHS 番号については、処分 5 及び処分 6 の開示決定通知書において説明したとおり、いずれも法 5 条 1 号又は 4 号に掲げる情報に該当し、かつ同条 1 号に掲げる情報に該当する部分については、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

したがって、諮問庁が原処分において不開示とした情報のうち処分 5 及び処分 6 により開示した情報以外のものについて不開示を維持することは、妥当である。

なお、処分 5 及び処分 6 において原処分の見直しを行わなかった部分については、理由説明書において説明したとおり、不開示を維持することが妥当である。

2 諮問第73号（理由説明書）

（1）本件事案の概要

千葉大学は、審査請求人が平成29年4月10日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、当該開示請求に該当する文書が著しく大量であったことから、法11条の規定を適用し、当該開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき平成29年6月1日付け千大総第145-2号による開示決定等処分（処分1）を行った。

また、同審査請求人が諮問庁に対して平成29年5月1日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、諮問庁は平成29年6月1日付け千大総第196号による開示決定等処分（処分2）を行った。

さらに、処分1及び処分2において特定した法人文書以外の文書の存在が新たに確認されたことから、平成29年9月26日付け千大総第145-3号による開示決定等処分（処分3）及び千大総第196-2号による開示決定等処分（処分4）を追加で行った。

本件は、処分3及び処分4に対し、審査請求人から平成29年10月29日付けで審査請求が提起されたものである。

なお、諮問庁は、本件の諮問に際して、平成29年11月27日付け千大総第145-4号による開示決定等処分（処分5）及び千大総第196-3号による開示決定等処分（処分6）により、原処分を見直し、原処分における不開示部分の一部を開示する旨の決定を行っている。

また、処分1及び処分2における対象法人文書及び不開示とした部分とその理由は同一であり、処分3及び処分4における対象法人文書及び不開示とした部分とその理由は同一であり、処分5及び処分6における対象法人文書及び不開示とした部分とその理由は同一である。

（2）審査請求人の主張及び諮問庁の説明

ア 文書の特定について

審査請求人は、対象情報の更なる特定を求め、文書の特定について「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と述べており、これは文書の特定が不十分であることを主張するものと解される。

しかしながら、諮問庁では、法人文書の特定に当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる法人文書を特定して原処分を行っており、原処分で特定した文書の他には、存在が確認された文書はなかった。

したがって、諮問庁が原処分において特定した文書の他には、本件開示請求に該当する法人文書は存在しない。

イ 文書の不開示部分について

審査請求人は、「請求した情報は全部開示する、との決定」を求めており、諮問庁が処分3及び処分4において不開示とした情報は「いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。」と主張する。

しかしながら、処分3及び処分4において不開示とした情報のうち、処分5及び処分6により開示することとした情報以外のものについては、処分3ないし処分6の開示決定通知書において説明したとおり、いずれも法5条1号又は4号に掲げる情報に該当し、かつ同条1号に掲げる情報に該当する部分については、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

したがって、諮問庁が処分3及び処分4において不開示とした情報のうち処分5及び処分6により開示した情報以外のものについて不開示としたことは、妥当である。

ウ 法7条の該当性について

審査請求人は、諮問庁が処分3及び処分4において不開示とした情報について、「公益上の理由による裁量的開示を実施すること」を求めている。

しかしながら、本件開示請求において諮問庁が不開示とした情報を開示することで、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、諮問庁が法7条の規定に基づく裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

エ 以上のことから、処分3ないし処分6を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月2日 諮問の受理（平成29年（独情）諮問第58号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月12日 審議（同上）
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ⑤ 同年11月30日 諮問の受理（平成29年（独情）諮問第73号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同年12月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受（平成29年（独情）諮問第58号）
- ⑧ 同月15日 審議（平成29年（独情）諮問第73号）

号)

- ⑨ 平成30年1月29日 本件対象文書の見分及び審議（平成29年（独情）諮問第58号及び同第73号）
- ⑩ 同年2月13日 平成29年（独情）諮問第58号及び同第73号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、当審査会に対する諮問後、平成29年11月27日付け千大総第145-4号及び同第196-3号により、不開示部分の一部を開示する決定（処分5及び処分6）を行うとともに、その余の不開示部分は法5条1号及び4号柱書きに該当し、なお不開示を維持すべきである旨説明する。

審査請求人は、処分5及び処分6の後も審査請求を取り下げておらず、本件審査請求は、本件対象文書の外にも本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであると主張するとともに、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分（以下「不開示維持部分」という。）の開示を求めるものと解されるので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の特定の当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる法人文書（文書1ないし文書6）を特定して処分1及び処分2を行ったものであり、また、諮問に際して改めて探索を行ったところ、新たに法人文書（文書7及び文書8）の存在が確認されたことから、追加の開示決定等処分である処分3及び処分4を行ったが、その他には存在が確認された文書はなかった旨説明する。

(2) 本件開示請求に係る精神保健指定医の指定取消し事案に関わる諸経緯、本件対象文書の記載等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、千葉大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号本文前段に該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は主任以下の職位の職員及び技術職員の氏名及び印影、患者に関する情報が記録された部分のうち当該患者の氏名の記載を伴うもの、医師の職員番号、精神保健指定医の指定取消処分を受けた医師を除く調査対象となった医師の氏名及び調査の対象期間等であるところ、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、各個人の氏名、職員番号等は特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから同項による部分開示の余地はなく、また、その余の部分は、これを公にすると当該個人の知人、附属病院の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなって、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条1号本文後段に該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は、患者に関する情報が記録された部分のうち当該患者の氏名の記載を伴わないものであり、直接に患者（個人）の識別を可能とする情報は含まれていないが、当該個人の知人、附属病院の関係者等においてその知り得た情報と照合することにより、個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、個人が特定された場合には、当該個人に関する通常明らかにされることのない情報が明らかとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は、事務担当者の内線番号及びメールアドレス等の情報が記載された部分であり、処分1ないし処分6の開示決定通知書には、当該情報は慣行として公にされていない情報であって、これを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外の電話又はメールが大量又は無差別に発信されるおそれがあり、千葉大学の事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きの規定に基づき不開示とした旨の記載が認められる。諮問庁はこれを妥当であると説明するところ、この諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、千葉大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条1号及び4号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

精神保健指定医の資格を不正取得したり指導医としてかかわったりしたなどとして、平成28年10月に厚生労働省によりその指定を取り消された問題があった件に関する情報一切。業務の再開等も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。ただし、該当文書に複数の患者の診療記録が含まれる場合の診療記録自体の特定にあたっては、当該文書に含まれる診療記録の中で最初に現れる患者一人分の診療記録。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、国や自治体や大学や病院からの文書、国や自治体や大学や病院宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、再発防止策、判断の妥当性等の検証、指定医や病院への支出関連書籍、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。

(注) 処分1及び処分3は、法11条を適用して開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をしたものであり、この「相当の部分」に対応する請求文書は、処分2及び処分4に係る請求文書と同一内容である。

2 本件対象文書

文書1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく報告徴収について（平成27年9月29日）」に関する文書

① 原議書

- ② 回答文書
 - ③ 患者個別カルテ情報（1人分）
 - ④ 依頼文書
- 文書2 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく報告徴収について（平成28年3月10日）」に関する文書
- ① 原議書
 - ② 回答文書
 - ③ 本件にかかる説明について
 - ④ 出勤簿
 - ⑤ 診療当番従事者報告書
 - ⑥ 証明書発行願
 - ⑦ 実務経験証明書
 - ⑧ 依頼文書
- 文書3 「精神保健指定医の指定取消事案に係る関係書類提出のお願い」に関する文書
- ① 原議書
 - ② 提出までの経緯等に関する文書
 - ③ 根拠法令（抄）
 - ④ 回答文書
 - ⑤ 行動制限に関する月間表
 - ⑥ 依頼文書
- 文書4 「精神保健指定医の指定取消事案に係る関係書類の作成について」に関する文書
- ① 原議書
 - ② 回答文書
 - ③ 行動制限対象者一覧（所定様式に記載のもの）
 - ④ 行動制限対象者一覧（本学において作成したもの）
 - ⑤ 依頼文書
- 文書5 「指定医業務の妥当性の検証について」に関する文書
- ① 原議書
 - ② 依頼文書
- 文書6 ホームページ掲載文書（精神保健指定医の取り消しについて）
- 文書7 「特掲診療料の施設基準等に係る届出書について」に関する文書
- 文書8 「特掲診療料の施設基準等に係る届出書の受理について」に関する文書